

(仮称) 文京区児童相談所運営計画【案】

令和4年1月

「(仮称)文京区児童相談所運営計画」【案】目次

1	(仮称)文京区児童相談所運営計画」の策定に向けて	1
2	基本方針	2
3	新たな児童相談体制	4
4	組織体制	6
5	人材の確保・育成	9
6	相談の流れ	12
7	一時保護	15
8	社会的養護	21
9	児童相談所設置市事務	24
10	施設概要	26
11	今後の予定	27

1 「(仮称)文京区児童相談所運営計画」の策定に向けて

近年、児童虐待発生件数は増加傾向にあり、全国各地で児童虐待に起因する死亡事件も発生しています。このような痛ましい事件が繰り返されないためにも、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭の早期発見に努め、必要な支援に繋げる必要があります。

平成28年の児童福祉法等改正法により、全ての児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明確化され、また、特別区も児童相談所を設置することができるようになりました。

こうした状況を踏まえ、本区では、基礎的自治体であるメリットを最大限に活かし、児童相談体制を更に強化するため、児童相談所設置の方針を定め、平成31年3月に基本的な考え方を整理した「(仮称)文京区児童相談所基本計画」を策定し、令和4年度後半の開設を目指すこととしました。

しかしながら、令和2年1月に、開設時期である令和4年度後半までに、児童福祉司SV（指導教育担当児童福祉司）など、開設に必要な専門性を有する職員の確保が困難となったことから、開設時期を令和7年度(予定)に変更しました。

一方、令和元年6月の児童虐待の防止等に関する法律の改正により、児童相談所における介入機能と支援機能の分離や親権者による体罰禁止が、また、児童福祉法の改正により、児童相談所長等による体罰禁止がそれぞれ規定され、令和2年4月から施行されました。

また、東京都においては、令和2年12月に、東京都児童福祉審議会の提言「新たな児童相談のあり方について『予防的支援』と『早期対応』の抜本的強化に向けて」が発表されました。

そして、基本計画策定以降も、東京都内の子供家庭支援センター、東京都児童相談所の相談対応件数はどちらも激増しており、特に虐待相談については顕著な状況でした。

このような事態を受け、文京区子ども家庭支援センターと(仮称)文京区児童相談所が、それぞれに求められる役割を着実に実行することがより重要であるとの考えから、令和3年1月に、子ども家庭支援センター機能と児童相談所機能を区分し、双方が連携することにより、児童相談行政を進める方向で整理しました。

その後、国においては、令和3年に「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」、「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」及び「子ども家庭福祉に関する専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」のとりまとめがそれぞれ発表されました。

そこで、本区においては、このような区内外の状況を踏まえ(仮称)文京区児童相談所の運営についての考え方を整理するため、「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を策定することとなりました。

この度、現時点の区児童相談所の運営に係る、検討状況について「(仮称)文京区児童相談所運営計画【案】」として整理しました。

2 基本方針

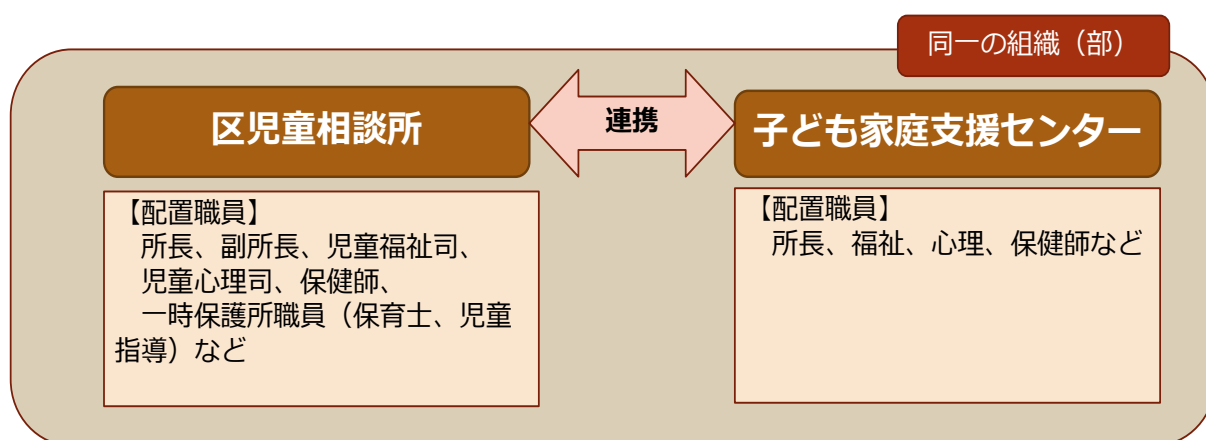
(1) 子どもの最善の利益を守るために

本区では児童相談所を設置運営するに当たって、児童福祉法の理念に基づき、子ども一人一人が権利の主体であること、子どもの意見が尊重されることを基本としていきます。また、子ども家庭支援センターとともに基礎自治体として地域住民、関係機関等と連携し、いかなる場面においても子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を以下のように実施していくことに取り組みます。

ア 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。

イ 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。

ウ 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。



(2) 実現の方策

基本方針の実現に向け、(仮称)文京区児童相談所は以下のように取り組みます。

ア 専門性の高い支援及び必要によっては法的対応も行う児童相談所は、地域に根ざした支援を行い子どもと家庭についての総合相談の対応をする子ども家庭支援センターと切れ目なく連携します。また、情報を把握しやすい地域の支援機能を十分に活用して、子ども家庭支援センターとともに、その役割をしっかりと果たし、子どもと家庭が安心、安全を維持するためのきめ細かい支援を行います。そして、基礎自治体だからこその強みやメリットを生かすことで、各課や区内の関係機関との連携をスムーズに行い、的確で迅速な対応ができるように努めます。

イ 連携のあり方については、区内関係機関を基本に、他の特別区児童相談所、東京都児童相談所、児童福祉施設等と必要に応じて有機的な連携を図り、子どもの福祉の充実に向けての協力を行います。

ウ 児童相談所の専門性を生かし、関係機関等とも連携しながら、子どもと親を支援するプログラム等を実施します。子どもを含む家庭全体を把握、理解し、家庭が抱える困難に寄り添いながら、課題解決に向け支援します。

エ 近年増加している児童虐待の問題については、複雑・多様化している状況があり、児童虐待の防止に関する対応強化に加え、必要に応じて児童相談所の持つ権限を活用し、子どもの安全、安心な生活を守る役割を果たします。

オ 子どもの権利擁護を充実させ、子どもの最善の利益を守るため、相談支援において、調査の段階はもとより、一時保護中や在宅での関りの途中、里親委託中、施設措置中の子どもの意見を丁寧に聴取し、子どもの安全、安心な生活を第一に考え、適切に対応する体制を構築します。

(3) 管轄地域

(仮称) 文京区児童相談所は、文京区全域を管轄区域とする。

※ 文京区の現状 (令和3年10月1日現在)

人	口	226,801人
18歳未満人口		33,671人
世帯数		123,683世帯
面積		11.29平方キロメートル

3 新たな児童相談体制

(1) 文京区が目指す支援

本区では、新たな児童相談体制の中で、階層的な予防的視点を取り入れて対応します。

子ども家庭支援センターを中心に、妊娠・出産・子育て期から育児不安等に対する支援を行い、虐待の未然予防を行います（一次予防）。子ども家庭支援センターと児童相談所が連携し、虐待の早期発見・早期対応を行ないます（二次予防）。児童相談所が中心となり、虐待の再発を予防します（三次予防）。 ※5頁の図参照

子ども家庭支援センターと児童相談所が共通のリスクアセスメント基準を用い、関わる機関同士が能動的に結び目を作りながら、すべての家庭に必要な支援が行き届く体制（結び目から編み目を広げていくセーフティネット）を作ります。

ア 母子保健から始まる切れ目のない支援

妊娠期から保健サービスセンターが関わり、乳児期・幼児期・学齢期と年齢が上がるに従い、子ども家庭支援センターも共に地域の家庭や機関からの相談を受け対応していきます。年齢や内容を理由に区切るのではなく、相談が必要な家庭が適切な窓口結びつく切れ目のない支援を行います。

イ 子どもや家庭を中心とした関係機関連携による支援

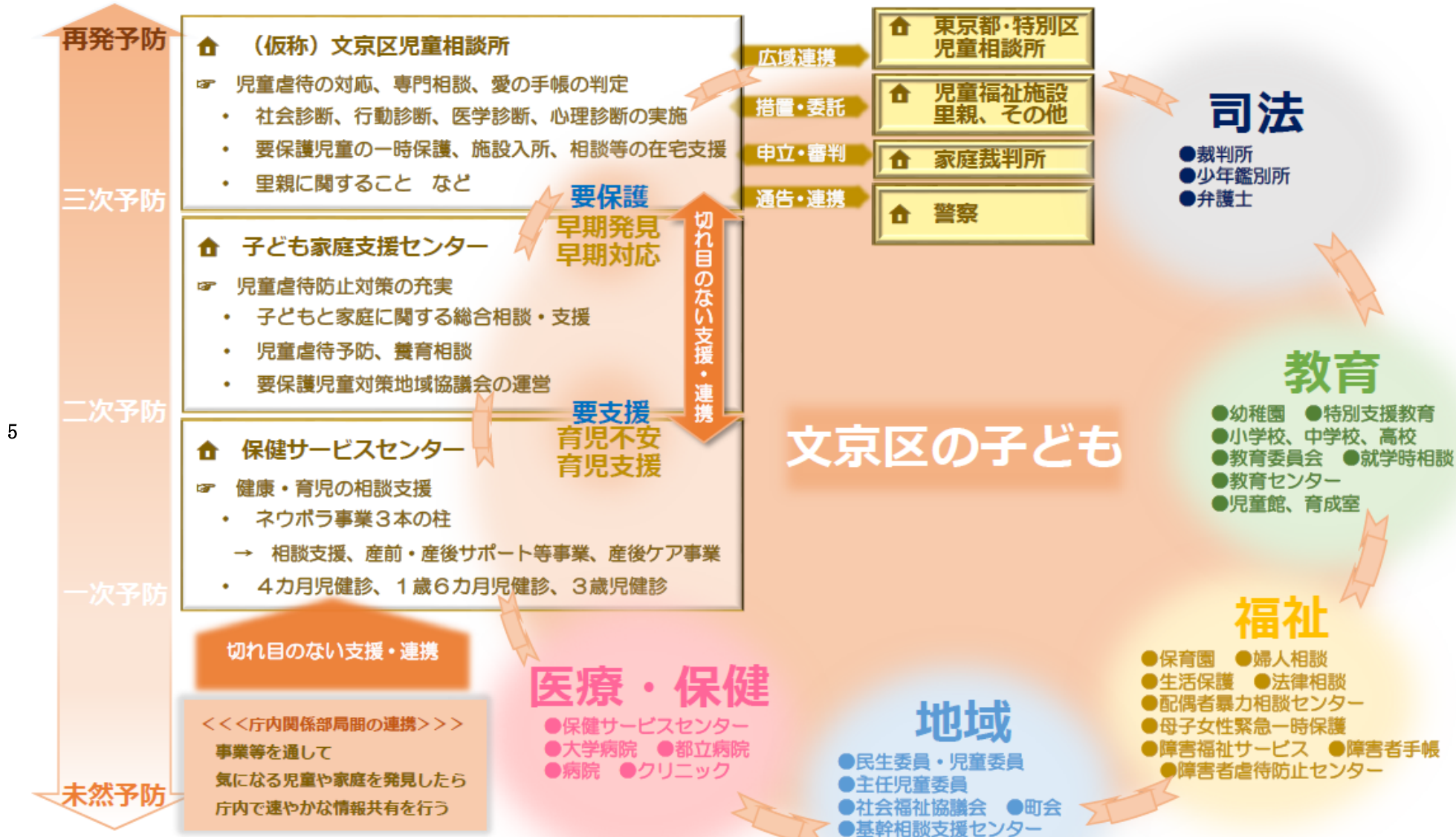
児童相談所は、文京区要保護児童対策地域協議会を構成する保育園、幼稚園、学校、児童館、育成室、医療機関、警察、民生委員・児童委員、教育委員会、保健所・保健サービスセンター、区関係部署等と日常的な連携を行い、子どもや家庭に対して顔の見える関係を結びながら、支援していきます。子どもの権利利益を擁護する観点から、平成23年には民法改正により、親権喪失制度に加え親権停止制度が創設されました。子どもの最善の利益を守るためには、司法との連携も行っていきます。

ウ 詳細な情報収集と適切な判断に基づく支援

区で受ける相談は、主訴に基づいた調査を行い、必要な情報を収集し、収集した情報をもとに適切なアセスメントを行います。児童相談所と子ども家庭支援センターは、相談を受理した時点から協働し、相談内容に応じて担当を決定し、子どもと家庭への支援を行います。子どもと家庭の状況に変化があった場合でも、変化の節目には合同の協議を行い、より適した支援計画を作成し、それぞれが役割に応じた支援を行っていきます。

■新たな児童相談体制(改案)

「文京区の子どもの最善の利益を守る。」

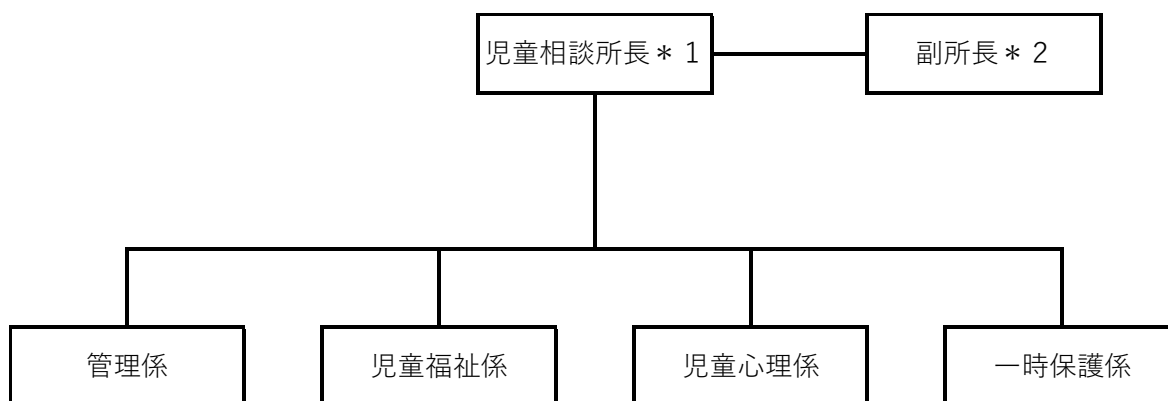


4 組織体制

(1) 組織体制と職員の配置

(仮称) 文京区児童相談所には、次の各職員を置く。

- ア 児童相談所長
- イ 副所長
- ウ 管理係
- エ 児童福祉係
- オ 児童心理係
- カ 一時保護係



*1 管理職の役割については検討中

*2 副所長を新設する方向で検討中。副所長は所長を助け、児童相談所の事務を担当する。

(2) 児童相談所長の主な業務

ア 児童福祉法に基づく業務

- ・ 児童、保護者または妊産婦の措置に関すること。
- ・ 児童の一時保護に関すること。
- ・ 児童等の親権者に係る親権喪失等の審判等の請求に関すること。
- ・ 未成年後見人の選任の請求等に関すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく業務

- ・ 一時保護が行われた児童との面会等の制限等に関すること。
- ・ 関係機関への資料等の情報に関すること。

(3) 児童相談所長に委任する権限の範囲

ア 児童福祉法に基づく業務

- ・ 児童又は保護者の措置に関すること。
- ・ 家庭裁判所への送致に関すること。
- ・ 児童虐待等の場合における措置に関すること。
- ・ 立入調査に関すること。
- ・ 同居児童についての届出に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の保護についての指示又は報告に関すること。 ・ 児童福祉施設等の在所期間の延長等の措置に関すること。 ・ 児童自立生活援助に関すること。 ・ 養子縁組の承諾の許可に関すること。 ・ 費用の徴収に関すること。
<p>イ 児童虐待の防止等に関する法律に基づく業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出頭要求に関すること。 ・ 立入調査に関すること。 ・ 再出頭要求に関すること。 ・ 臨検・捜索に関すること。
<p>ウ 児童福祉法施行令に基づく業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 里親の指導に関すること。

(4) 各係の主な業務

<p>ア 管理係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事に関すること。 ・ 公文書類の收受、発送及び保存に関すること。 ・ 公印の管守に関すること。 ・ 物品会計事務に関すること。 ・ 施設の維持管理に関すること。 ・ 全体的事業の企画、普及に関すること。 ・ 一時保護している子どもの所持品の引き取り、保管および処分に関すること。 ・ 援助方針会議の実施とその結果の対応 ・ 児童福祉審議会への意見聴取に関する事務 ・ 措置事務、措置中の状況把握 ・ 児童記録票及び関係書類の整理保管 ・ 児童相談所業務統計 ・ その他他係に属しないこと。
<p>イ 児童福祉係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談の受付 ・ 受理会議の実施とその結果の対応 ・ 調査、社会診断及び指導 ・ 里親委託、児童福祉施設等への措置 ・ 相談業務全般についての連絡調整 ・ 管轄区域における子どもや家庭が抱える問題の把握及び予防的活動 ・ 一時保護手続 ・ 里親等へ委託し、又は児童福祉施設等へ措置した後の家庭指導等 ・ 相談業務の企画に関すること。 ・ 関係機関等に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと。

ウ 児童心理係

- ・ 心理診断、調査・社会診断、医学診断等及び指導
- ・ 判定会議の実施とその結果の対比
- ・ 判定に基づく援助方針の立案
- ・ 一時保護している子どもの健康管理の援助
- ・ 愛の手帳等
- ・ 関係機関に対し、必要に応じ児童福祉の観点から助言、援助を行うこと。

エ 一時保護係

- ・ 一時保護所で行う一時保護の実施（生活ケア、教育支援等）
- ・ 観察会議の実施とその結果の対比
- ・ 一時保護している子どもの健康管理

5 人材の確保・育成

(1) 職員数について

現時点では、令和7年度の区児童相談所の開設時における職員数については81人と想定しています。あわせて、子ども家庭支援センターの職員数は、児童相談所との役割分担等を踏まえて31人と想定しており、合計で112人の職員数を想定しています。

なお、今後の状況により、職員数を変更することがあります。

<児童相談所の職員数 81人>

	人数	常勤職員	会計年度任用職員
所長	1	福祉	
副所長	1	事務	
[相談援助部門] 管理係 児童福祉係 児童心理係	47	事務8 児童福祉司20、児童心理司10、 保健師1	事務1 弁護士1 福祉4 医師2
[一時保護所] 一時保護係	32	保育士・児童指導員26 心理1、栄養士1、看護師1	学習指導員2 事務1
合計	81	70	11

<子ども家庭支援センターの職員数 31人>

	人数	常勤職員	会計年度任用職員
所長	1	事務	
家庭支援係	7	事務4	事務3
児童支援 ・予防係	6	事務1、福祉1、心理1 保健師1	事務1、福祉1
児童相談係	17	事務1、福祉5、心理1 保健師1	事務1、福祉2、 心理1、専門相談員5
合計	31	17	14

<子ども家庭支援センター（令和7年度の区児童相談所を含む。）の職員数の推移>

項目	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
常勤職員	53	60	72	86	87
会計年度任用職員	14	14	14	20	25
合計	67	74	86	106	112
参考：令和2年1月時点の職員数	61	69	76	80	84

(2) 人材確保

- ア 高度な専門的知識や経験が必要となる児童相談所長は、開設当初は公募により児童相談所勤務経験者を確保します。
- イ 職員の指導等を行うこととなる児童福祉司スーパーバイザー（指導教育担当児童福祉司）及び児童心理司スーパーバイザーについては、特別区人事委員会の経験者採用試験・選考や区任期付き採用選考により児童相談所勤務経験者を確保するほか、区職員の育成による確保にも取り組みます。
- ウ 児童福祉司、児童心理司及び一時保護所職員については、特別区人事委員会の採用試験等により計画的に確保するほか、他児童相談所への派遣、講演会等により、区職員の育成を進めてまいります。
- エ 医師や弁護士については、医師会や弁護士会等の協力を得ながら勤務形態や必要人数を調整し、確保します。
- オ 児童福祉に関する相談業務に関わる職員には、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割として、要保護児童やその保護者等に対して、援助に必要な専門的知識、技術、態度をもって対応し、一定の効果を上げることを期待されています。そのためには、自らの職責の重大性を常に意識するとともに、子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク等も含む）として、子どもの権利を守ることを最優先の目的とした関りができる人材の確保・育成に取り組みます。

(3) 人材育成

ア 派遣研修による人材育成

平成 25 年度から東京都児童相談所へ職員を派遣し、人材育成を図ってきました。

平成 28 年児童福祉法等改正法で特別区の児童相談所設置が可能と決定された以降、本区も児童相談所設置を決定し、平成 30 年度からは東京都に加え東京都以外の自治体へも派遣先を拡充し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員及び事務職員と児童相談所の各職種において派遣を行い、児童相談所の中核となる職員の養成を進めています。

派遣中の職員とは、定期的に派遣職員情報交換会を実施し、派遣先での経験、習得できたことなどを、児童相談所開設に関わる職員で共有化し、児童相談所開設に向けての対応力向上の資源としていきました。

令和 3 年度までの職員派遣実績は以下の通りです。

児童福祉司	9 人
児童心理司	3 人
一時保護所職員	9 人（1 名は児童福祉司と重複）
事務	2 人
計	23 人

イ 研修受講による人材育成

(ア) 区児童相談所、子ども家庭支援センター及び区内関係機関による研修

児童相談所長及び外部有識者等による研修、テーマ別の研修や事例検討のグループワーク等、児童相談所、子ども家庭支援センターが実施する研修に積極的に参加し、児童相談業務への対応能力向上を図ります。

(イ) 特別区研修所等における児童相談所の研修

児童相談所長、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザーは特別区職員研修所等が実施する児童福祉

法に定められた法定研修を受講します。

(ウ) その他の機関が開催する研修

児童相談所長、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司スーパーバイザー及び保健師は子どもの虹情報研修センター及び子どもの虐待防止センターが実施する研修を受講して、虐待対応技術力等の向上を図ります。

各職員は学会などへの積極的参加、施設等における研修等により、新しい援助技法の獲得等に努めます。

ウ 計画的、継続的な人材育成

(ア) OJT及びスーパーバイズ

OJTは日頃の相談援助業務を通じて職員個人の特性に応じたきめ細やかな個別指導が可能であることから、職員育成の面では重要になります。

児童相談所長、児童福祉司スーパーバイザー及び児童心理司スーパーバイザー等が実施する、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員に対するOJT、スーパーバイズにより、子どもと保護者への対応スキルの向上を図ります。

(イ) 専門職よりの学びや自らの経験を蓄積し、その効果測定の実施

OJTやスーパーバイズを受けて、取り組んだ業務における経験や学びについては、各自が自身の獲得した能力やスキルを記録し、自らの蓄積とします。また、自らの実績とし周囲の理解を得ることで、その後のよりスキルアップに繋げていける体制作りに取り組んでいきます。

さらに、職員個人の効果測定に留まらず、児童相談所としても、「子どもの最善の利益を守る」取組に於いての成果については、所としての力の蓄積、キャリアアップという位置付けとし、取り組んでいきます。

職員の能力開発は仕事を通じて図られる面が大きく、その効果をより高めていくためには、仕事を進める過程自体を人材育成の機会として捉え、活用していく取り組みを児童相談所として自覚的に行っていきます。

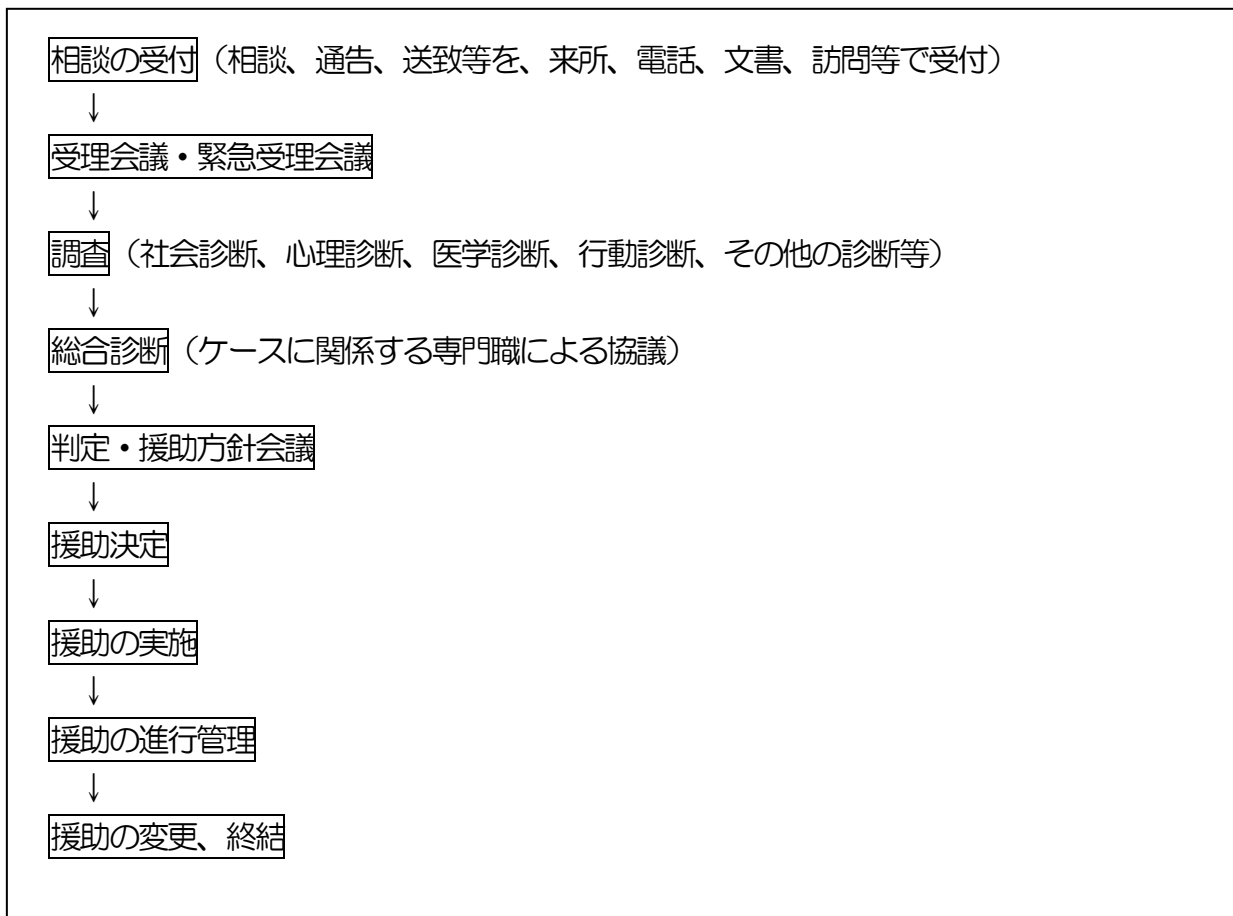
6 相談の流れ

(1) 児童相談所における相談援助の原則

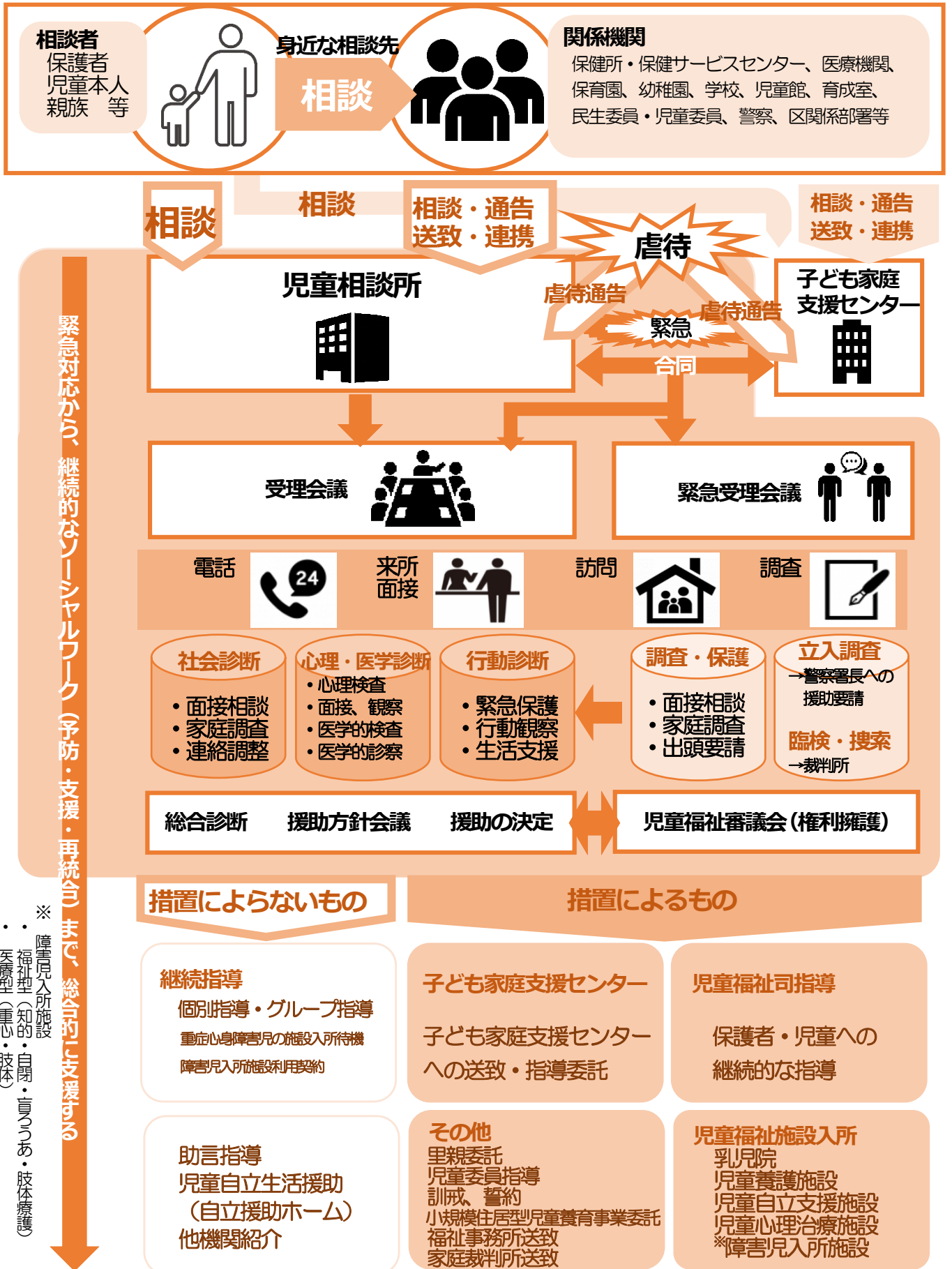
ア 児童相談所における相談援助活動の体系

児童相談所では対応する個々のケースへの対応は、相談の受付から調査、各種診断、援助方針決定、具体的援助、終結まで、児童相談所としての組織決定を行い、以下のような流れで対応します。

【相談の流れ】 ※13頁の図 参照



■ 相談の流れ (案)



イ 専門職による総合的な相談対応

児童相談所が受理した相談は、児童福祉司、児童心理司、保健師、医師、弁護士、一時保護所職員等の専門職が、個別のケースごとに連携し、子どもと家庭が抱える問題の解決を目指し、組織的に調査、診断、援助を行います。

また、必要に応じて初期の段階から子ども家庭支援センターとも協議の上、問題の解決を目指し、調査、診断、援助を行います。

受理会議や援助方針会議においては、担当者・チームが方針を提案し、協議し、所長を中心とする組織で検討し、援助を決定します。

援助方針策定の際には、区の関係機関による支援を調整し、子どもと保護者が安心して暮らせる関係性や生活環境の修復に取り組める支援体制を構築していきます。

(2) 児童相談所と子ども家庭支援センター開所時間と夜間休日等の体制

ア 児童相談所の開所時間(案)

平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分から午後5時45分まで

イ 子ども家庭支援センターの開所時間(案)

平日(月曜日～金曜日) 午前8時30分から午後5時45分まで

ウ 児童相談所の夜間・休日対応

児童相談所開所時間以外の時間の電話受付業務は外部委託により行います。

緊急案件への対応としては、受託した事業者が児童福祉司スーパーバイザー、児童相談所長へつなぎ、対応について指示を受けます。必要があれば、担当職員が対応することになります。

7 一時保護

(1) 一時保護の目的と機能及び期間

ア 一時保護の目的

児童相談所は、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、または子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもの一時保護を行います。

イ 一時保護の機能

(ア) 緊急一時保護

- a 棄児、迷子、家出した子どもなど適当な保護所や宿所がないとき。
- b 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。
- c 保護者による虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき。

(イ) アセスメントのための一時保護

- a 子どもの心身の状況や養育環境などを把握する必要があるとき。
- b 非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。
- c このほか、短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による援助が困難な場合などに活用する短期入所指導があります。

ウ 一時保護の期間

原則2か月以内。ただし、引き続き保護の必要がある場合は、延長ができます。2か月を超える一時保護が親権者の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。

(2) 一時保護所での子どもの保護

ア 一時保護所の理念

(仮称)文京区児童相談所一時保護所(一時保護係)では、児童の権利に関する条約及び児童福祉法の理念に基づき、子どもの最善の利益を最優先に考慮します。

また、子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境の中で、個別性が尊重された適切なケア及び未来につながる支援を提供します。

イ 支援の姿勢

(ア) 子どもの権利擁護

身体的苦痛や精神的苦痛を与える行為は許しません。

子どもの権利を最大限に尊重し、あらゆる偏見や差別、いじめから子どもを守ります。どのような理由があろうとも、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為はこれを認めません。

(イ) 安全で安心できる生活

子どもに不利益を与える人から守り、安心できる環境をつくれます。

子どもの安全を守り、子どもが、穏やかに過ごせ、よく食べられ、ゆっくり眠れる環境を提供します。また、一人一人の子どもの思いや気持ちを受け止め、心身の安定化を図り、安心して生活できるよう支援します。

(ウ) プライバシー尊重・個人情報保護の厳守

子どもが知られたくないことや、保護すべき個人情報を守ります。

子どものプライバシーへの配慮を欠かさず、生活場面において、個性を最大限に尊重した対応を行います。また、個人情報について、細心の注意を払います。

(エ) 個別性の尊重

一人一人を尊重した支援を行います。

子どもの心に寄り添って、その背景にある要因や心理状態を十分に理解します。集団活動においても、個別性を尊重した対応を行います。

(オ) 意見表明権の保障

子どもが自由に意見を表明できる権利を保障します。

子どもの声に耳を傾け、子どもとともに、より良い環境をつくります。それに向け、子どもが自由に意見を表明できる意見箱等の設置や、有識者による第三者委員の設置及び、外部評価の実施等により、課題の解決に努めます。

(カ) 適切なケアの提供

子どもの状況に応じた適切なケアを提供します。

総合的なアセスメントの実施により、一人一人の子どもの状態や、特性、個性に応じた個別ケアを充実させます。また、関係部門との支援体制を構築し、心理教育や権利教育等の専門的ケアを提供します。

(キ) 各部門及び関係機関との連携・協働

各部門及び関係機関が力を尽くして子どもを支援します。

担当の児童福祉司及び児童心理司のほか、関わるすべての職員が力を重ね合い、子どもを支援します。あわせて、子どもの最善の利益につながるよう、行動観察等を通して意見交換や協議を行い、連携を密に図ります。

(ク) 未来につなぐ支援

これまでと今を受けとめ、新たな一歩を踏み出せるように関わります。

子どもたち一人一人のこれまでを受け止め、今を大切に過ごし、未来に向けて新しい一歩を踏み出せるよう支援します。また、子どもが安全・安心を感じられる関わりを通じ、自ら助けを求める力と支援を受ける力を育みます。

(ケ) 専門性の向上及び環境の改善への取組

職員一人一人が向上心を持って研鑽に励み、より良い支援を求め続けます。

専門的知識及び技術の習得に積極的に取り組み、支援の質を高めるため、日々研鑽に努めます。また、職員一人一人が向上心を持って、常に環境の改善の意識を忘れずに取り組みます。

ウ 子ども権利擁護について

(ア) 子ども権利を守る

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を保障し、相談しやすい体制を整え、課題の解決を図ります。また、教育を受ける権利（学習権）の保障に向けた支援を実施します。

a (仮称)一時保護児童のためのリーフレットの作成

一時保護している子どもの権利が侵害された時の解決方法について、年齢や理解度に応じて説明を行うため、(仮称)一時保護児童のためのリーフレットを用意しておき、常に子どもが閲覧できるようにします。

b 意見箱等の設置

子どもにとっては職員に直接伝えづらいこともあると考えられるため、意見箱等を活用します。

C 第三者委員の設置

子どもに第三者委員等による相談窓口を提示し、子どもが相談しやすい体制を整えます。

d (仮称)子ども会議の開催

子どもが自由に意見を表明できる機会を保障するため、定期的に(仮)子ども会議を開催します。

e (仮称)子どもアンケートの実施

入所している子どもにアンケートを実施し、意見を表明できる機会を保障します。

f 外部評価等

子どもの権利擁護に関する第三者機関や児童福祉審議会による一時保護所の視察や子どもの意見聴取等を行う機会を設け、子どもの権利を保障するための仕組みを設けます。

g 学習権の保障

一時保護していることが子どもの不利益にならないよう、一時保護所で実施する学習の機会の充実を図ります。さらに、在籍校が実施する ICT 等を活用した学習の提供、もしくは通学が可能であると判断された学齢児童については、それに要する支援を行います。

(イ) 一時保護している子どもへの制限

一時保護している子どもへの制限(外出、通信、面会等)は、一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。その制限は、子どもの安全確保と利益に配慮して、バランスを保ちつつ行います。

(ロ) 特別な配慮が必要な子どもへの対応

子どもの権利条約において、子どもは等しく権利を有するとされています。更に、障害のある子どもや、その他のマイノリティーの子どもには特別に配慮しなければならないとされており、あらかじめ入所方法、及び支援方法等について協議をし、支援を行います。

(ハ) 被措置児童等虐待の防止について

子どもの権利や被措置児童等虐待に関する職員研修の実施等による発生予防や、組織運営面での配慮も含め、被措置児童等虐待の防止に努めます。

(ニ) 子ども同士の暴力等の防止

子ども同士の暴力やいじめなどの権利侵害がある場合には、あらかじめすぐに職員に相談することを伝えるとともに、すぐに対応できる体制を確保します。

エ 定員と居住環境の整備

(ア) 定員の算出方法

a 文京区の子どもの一時保護人数の推移

年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
保護人数(人)	16	16	20	29	37	44	47	35

b 定員と算出方法

平成29年度の文京区の子どもの一時保護人数(37人)をもとに算出しました。

算出にあたり区が設置する一時保護所は、いつでも子どもを保護できる体制とするため、基準とする数の2倍程度を定員とします。

これらを受けて、区が設置する一時保護所は、いつでも子どもを保護できる体制とするため、基準とする数の2倍程度を定員とします。

・基準〔文京区の保護人数(最大)×東京都の平均保護日数÷365日〕

$$37人 \times 42.4日※ \div 365日 = 4.29人 \approx 5人$$

※東京都の平均保護日数42.4日(平成29年度)

- ・ 定員
5人 × 2倍程度 = 10人
内訳)
学齢以上男子・・・・・・4人 個室×4室
学齢以上女子・・・・・・4人 個室×4室
幼児・・・・・・・・・・・・2人 2人部屋×1室

c 居住環境の整備

一時保護所の設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用します。主な諸室としては、子どもの居室、食堂、静養室、学習室、体育室、多目的室、浴室、トイレ（多目的トイレを含む。）を整備します。

オ 一時保護所の業務

(ア) 生活面のケア

子ども一人一人の状態に合わせ、生活全体の場面で支援を行い、安全で安心できる生活を提供します。子どもの思いや気持ちを受け止め、心身の安定化を図り、子どもの心に寄り添った生活面のケアを行います。また、子どもの心のケアについて、児童福祉司、児童心理司、医師等と連携し、丁寧にアセスメントを行い、それぞれに応じた適切な対応を図ります。

(イ) 食事（間食を含む。）

温かい雰囲気のできる環境をつくり、提供するメニューについては、栄養のバランスや子どもの嗜好等にも配慮し、予定献立を栄養士が作成して提供します。季節や各地域の郷土料理を味わえるなど、食育を通じた健全な食生活を実践できる力を育みます。

また、食物アレルギーへの対応のほか、偏食、少食、過食、拒食等、個々の子どもの状態に即した配慮及び誤嚥などの事故が起きないように細心の注意を払います。

(ウ) 健康管理

子どもにとっては新しく慣れない環境での生活になるため、心身の変調をきたしやすいことから、医師及び看護師との連携のもとで、健康管理について十分な配慮を行います。体調不良や怪我等が発生した場合の対応について、医療機関への早急な受診ができるよう、具体的な連携方法や体制等を整えます。

(エ) 教育・学習支援

a 学習日課の組立て

子ども一人一人の状況、特性及び学力に応じた学習を提供し、その学習の機会を保障します。子どもの習熟度に応じた学習の支援を基本としつつも、入所している子どもの年齢層や生活空間を考慮しながら性別、年齢別といった臨機応変な学習支援を提供します。また、ICTを活用したタブレット端末等の導入など、教育に関する社会情勢の変化を踏まえ、子どもの個別のニーズに応じた支援を行うことも検討します。

〈学習日課・プログラム活動（平日）案〉

午 前		午 後	
時間帯	科目等	時間帯	科目等
8:15-8:35	読書	13:45-14:25	女子：運動 男子：プログラム活動(文化活動・個別学習)
8:35-9:05	(仮称)朝のつどい ビデオ、絵本等の視聴と職員講話	14:25-14:35	休憩
9:05-9:15	休憩	14:35-15:15	男子：運動 女子：プログラム活動(文化活動・個別学習)
9:15-9:55	学習 1		
9:55-10:05	休憩		
10:05-10:45	学習 2		
10:45-10:55	休憩		
10:55-11:35	学習 3		

- ・学習は週単位の学習時間割に沿い、国語、算数(数学)、英語、理科、社会の5教科を実施予定
- ・学習指導員による一斉授業のほか、使用する教材は一時保護所が用意するプリント等とします。
- ・一時保護所独自のタブレット端末等を導入することも検討中
- ・運動は体育室にてダンス、ヨガ、卓球、バドミントン等の実施や、外出による運動を検討中
- ・文化活動では、簡易工作（折り紙、ペーパークラフト、塗り絵等）や製作、音楽などを実施の予定
- ・個別学習は、希望する子どもに対し、学習指導員による教科学習や定期考査、入試に関する学習を実施の予定

b 学校・教育委員会との連携

- 入所している子どもの学習支援が実施できる体制を整備するため、在籍校及び教育委員会との連携を図ります。
- 在籍校の教員等による子どもとの面会の実施の可能性について検討します。
- 定期考査の受験、また、運動会や卒業式等の行事への参加について在籍校と協議を行い、可能な限り、子どもの希望が叶うよう努めます。

c 学習指導員の配置

教員免許を所持した学習指導員を配置し、入所する児童の状況や特性、学力に配慮した支援を行います。採用数は会計年度職員2名（予定）とします。

d ボランティア等の活用及び民間事業者への外部委託

入所している子どもの学習の機会の保障と意欲の向上に向け、大学生等のボランティアの活用や外部NPO、学習塾を運営する民間会社等への業務委託を検討します。

(イ) 生活日課の考え方

日課は、生活を構造化し、子どもにこれから先の見通しを持たせることで、安心感を提供するための一つのツールです。一時保護所では、子どもによって入所する期間がさまざまであり、入退所が頻繁であること、また、年齢差や背景等を考慮し、起床から就寝まで、子ども一人一人にあった基本的で充実した日課を立てることにします。

(ロ) 各種マニュアル等の整備

幼児向け、学齢児向けの(仮称)「一時保護所のしおり」を作成し、生活の中での安全、安心のためのルールなどについて、年齢や発達に合わせ、分かりやすく説明します。

職員用には、様々な場面において適切に対応できるよう、一時保護所における入所・退所時対応手順、災害時避難マニュアル等の各種マニュアルを作成します。また、アレルギー対応、感染症対応、事故対応については、判断基準を含めたマニュアルを作成します。

なお、作成したマニュアルは、子どもの生活の向上と支援の充実に向け、適宜見直しを図ります。

(キ) 安全対策

子どもの安全の確保について、火災等の非常災害に備え具体的な避難計画を作成し、実際の訓練は、毎月1回以上実施します。また、日頃から消防署、警察署、病院等関係機関との連携、調整に努め、緊急事態発生の場合に迅速、適切な協力が得られるようにしておきます。

8 社会的養護

(1) 里親制度の普及啓発に関する取組について

平成28年児童福祉法改正法で家庭養育優先の理念が明記され、平成29年の「新しい社会的養育ビジョン」で親子分離が必要な場合の代替養育は家庭養育優先とすることとされ、代替養育先としての里親やファミリーホームへの委託率の向上を求めています。また令和2年の「東京都社会的養護推進計画」においても、平成30年は14.3%であった里親等委託率を、令和11年度には37.4%に引き上げるという目標が出されています。

このように里親制度の重要性が高まる中で、里親登録数や里親等委託率の伸びは緩やかで、その要因として里親制度そのものの周知が十分でないという課題もあるため、本区としても児童相談所開設に向けて里親制度の普及啓発を行うことが必要であり、取組計画を作成し、取組を進めていきます。

		児童相談所開設までの取組計画					
項目	今後の文京区での取組アイデア(案)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
里親制度の普及啓発	里親関係イベント開催					●外部有識者による講演を含んだフォーラム	
	既存のイベントに出展	●カラーリボンフェスタ等でのチラシ配布等					
	広報物掲示	●地下2階マルチビジョン、B-ぐるでの動画放映					
	出前講座の活用	●区職員等向け出前講座の開催					
	広報物の配布	●区内保育園、幼稚園、小中学校等へチラシ配布、駅頭キャンペーン等					
	広報紙、HPでの広報	●里親制度に関する記事を区報1面掲載又は里親特集号を新聞折り込み ●区ホームページ拡充(里親ナビのリンク、養育家庭体験発表会の動画をYouTube公開) ●区SNSを活用(里親月間等について周知) ●区CATVにて番組作成(制度紹介)	●区ホームページ拡充	●区CATVにて広報(動画作成)→区ホームページ掲載			
		●区報に里親制度に関する情報を掲載(制度説明等)					
		●区SNSの活用(里親月間等について周知)					

児童相談所開設

(2) フォスタリング業務の民間機関への委託

ア 平成30年に取りまとめられた「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」では、フォスタリング業務について以下のように記載しています。

○フォスタリング業務の目的

- ・より多くの里親を開拓し、里親との確かな信頼関係を基盤に、里親の持つ養育能力を十分に引き出し、伸ばすことで、質の高い里親養育を実現し、維持すること。
- ・さらに、里親と子どもが、地域社会の偏見や理解不足のために孤立することのないよう、関係機関による支援のネットワークを形成し、地域社会の理解を促進することで、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることにある。

○フォスタリング業務の定義

- ・フォスタリング業務とは、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援である。

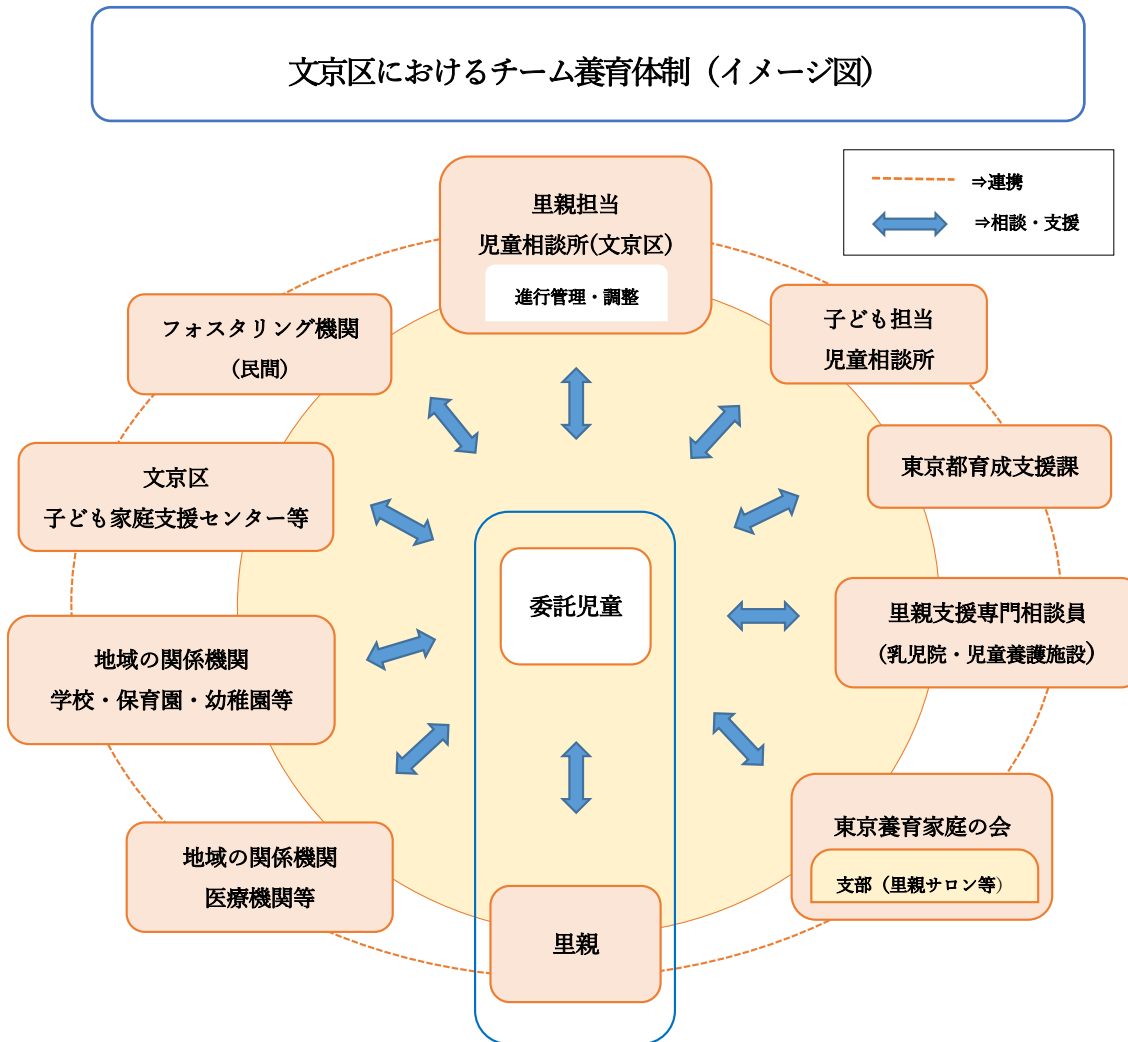
○民間フォスタリング機関のメリット

- ・民間機関ならではのリクルート手法によって、多様な里親を開拓できる。
- ・委託決定の権限を持つ児童相談所とは異なる立場にあるため、里親とチームを組みやすく、里親の思いに寄り添ったサポートとスーパービジョンが行いやすい。
- ・人事異動がある行政機関とは異なり、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び育成により、フォスタリング業務に関する専門性と経験を蓄積するとともに、里親との継続的な信頼関係を築くことで、高度な実践が可能となる。

イ 本区としては、区児童相談所開設後、フォスタリング業務を民間機関に委託することとしますが、委託する具体的な内容については、引き続き検討します。

(3) 里親制度におけるチーム養育体制

本区として行う里親支援の体制については、特別区での協議等を踏まえ、当面は東京都が現在行っている「里親制度におけるチーム養育体制」を基本にした支援体制とします。特に区児童相談所開設当初は、所管児童相談所の変更による混乱を避け、里親支援の継続性を確保することが必要であり、その体制を基本としながらも文京区としての支援体制を検討していきます。



参考資料 東京都の養育家庭制度（令和3年7月発行版）

(4) 施設養護

- ア 乳児院等の施設の誘致については、都内の施設の状況、本区の措置児童数の状況等を踏まえて、その必要の有無等について検討していきます。
- イ 児童養護施設等を退所した者への支援については、他区等の実施状況や本区におけるニーズ等を踏まえて、必要性の有無等について検討していきます。

9 児童相談所設置市事務について

児童相談所を設置する自治体は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4項第1項、同法施行令（昭和23年政令第74号）第45条の3及び厚生労働省通知（平成20年8月29日雇児総発第0829001号「児童相談所を設置する市について」）により、児童相談所設置市が行うべき事務（以下「設置市事務」という。）の範囲が規定されているため、区が児童相談所設置市に移行した際には、法令並びに、国の通知及び要綱に基づき、都が現在処理している事務の一部が区に移管されることとなります。

本区では、各事務について次のとおり主検討担当課を決定し、都や他区の状況も踏まえて、引き続き、庁内で検討を進めていきます。

<児童相談所設置市事務（児童相談所の設置に伴い区が処理する事務）の概要>

	事務名	主検討担当課	概要	
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子育て支援課 幼児保育課 子ども家庭支援センター	児童福祉法に基づき、児童、妊産婦・知的障害者の福祉に関する事項、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係機関に意見を具申する。	
2	里親に関する事務	子ども家庭支援センター	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。	
3	児童委員に関する事務	福祉政策課	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	
4	指定療育機関に関する事務	健康推進課	結核り患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。	
5	小児慢性疾患の医療の給付に関する事務	予防対策課	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	
7	児童自立生活援助事業に関する事務	子ども家庭支援センター	児童自立生活援助事業の届出に関すること、児童自立生活援助事業に係る検査等、制限又は停止を行う。	
8	児童福祉施設に関する事務	障害児入所施設	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可 ・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の廃止又は休止の承認 ・児童福祉施設の設置者に対する、最低基準維持のための監督として行う報告の徴収、検査等 ・国・都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設の認可の取り消し
		児童発達支援センター		
		児童厚生施設	児童青少年課	
		母子生活支援施設	生活福祉課	
		乳児院	子ども家庭支援センター	
		児童養護施設		
		児童心理治療施設		
		児童自立支援施設		
		児童家庭支援センター		
		助産施設	幼児保育課	
		保育所		
幼保連携型認定こども園				

	事務名	主検討担当課	概要
9	認可外保育施設に関する事務	幼児保育課	認可外保育施設への指導監督等を行う。
10	小規模住居型児童養育事業に関する事務	子ども家庭支援センター	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。
12	一時預かり事業・病児保育に関する事務	子育て支援課 幼児保育課	一時預かり事業・病児保育の届出、検査、制限又は停止を行う。
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課	障害児入所施設、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者等の情報（法人・事業所等の所在地などの基本情報や利用者の権利擁護の仕組みなどの運営情報）公開を行う。
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	子ども家庭支援センター	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。
15	特別児童扶養手当に係る判定事務	子ども家庭支援センター	「特別児童扶養手当」を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。
16	療育手帳に係る判定事務	子ども家庭支援センター	18歳未満の方への愛の手帳（療育手帳）の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、都知事へ進達する。

10 施設概要

児童相談所の施設については、地上3階、地下1階の建物の中に、児童相談所（相談援助業務）の機能と一時保護所の機能を設けます。児童相談所（相談援助業務）については、区民の方が実際に相談する際に使用する相談室、職員室、会議室等を整備します。また、一時保護所については、一時保護された児童が生活を送るうえで必要な居室、トイレ、風呂、食堂、ラウンジ、学習室などを整備します。

また、施設の場所は、シビックセンターからは徒歩約10分程度です。





- 設置場所 文京区小石川三丁目 14 番
- 敷地面積 1,266.55 m²
- 延床面積 2,300 m²程度
- 階数 地上 3 階・地下 1 階

エリア		諸 室	
児童 相談 所	一般	エントランスホール、待合室、授乳室、トイレ（一般・多目的）	
	管理	職員室、会議室、倉庫、警備員室、用務員室、機械設備員室、トイレ（職員）、更衣室、休憩室	
	専門	相談室（一般・家族）、心理療法室、観察室	
一時 保護 所	管理	職員室、医務室、倉庫（保護児童所持品・備品・防災備蓄）、トイレ（職員）、面接室、多目的室	
	居住	幼児	居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面
		学齢	（男女別）居室、トイレ、浴室、脱衣、洗面 （共用）食堂・ラウンジ（一体型）、静養室、トイレ（多目的）
	その他	厨房、洗濯室、学習室、体育室、屋外多目的スペース	
その他設備		駐輪場、駐車場、災害時用設備（マンホールトイレ）	

※今後の状況に合わせて、変更等を行う場合があります。

11 今後の予定

児童相談所の建設予定地において、今後、建設工事を行い、令和6年度に建物が竣工する予定です。また、児童相談所の具体的な運営についてまとめた「(仮称)文京区児童相談所運営計画」を令和4年度中に策定する予定です。

年度	主な内容
令和4年度～令和5年度	○建設工事实施 ○「(仮称)文京区児童相談所運営計画」策定
令和6年度	○建設工事实施 ○建設施設の利用開始 ○児童相談所開設準備期間
令和7年度(予定)	(仮称)文京区児童相談所開設

【参考文献】

- ・ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- ・ 児童福祉法（昭和22年法律第144号）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
- ・ 「児童相談所運営指針」厚生労働省（平成2年3月5日 児発第133号）
- ・ 「一時保護ガイドライン」厚生労働省（平成30年7月6日 子発0706第4号）
- ・ 「市区町村子ども家庭支援指針」厚生労働省（平成29年3月31日 雇児発0331第47号）
- ・ 磯谷文明・町野朔・水野紀子編集代表『実務コンメンタール 児童福祉法・児童虐待防止法』有斐閣、令和2年12月25日出版
- ・ 日本弁護士会連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法の実務マニュアル【第6版】』明石書店、平成30年7月1日出版
- ・ 『東京都児童相談所事業概要(2021年版)』東京都
- ・ 『東京都児童相談所のしおり(2021年版)』東京都
- ・ 東京都児童相談センター 児童相談所「一時保護所のご案内」

東京都福祉保健局少子社会対策部児童相談センター・児童相談所ホームページ

URL https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/jicen/ji_annai/annai.html